

早修制度について

飛び入学制度に関する答申の抜粋

中央教育審議会 (平成9年6月)
21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(答申)の抜粋

4章 教育上の例外措置 (3) 大学入学年齢の特例

[1]基本的な考え方
(中略)
18歳未満であっても、特定の分野について稀有な才能を有する者については、教育上の例外措置として大学入学資格を認めるとい制度改革を行うことが適当であると考えた。
(中略)
もちろん、以下で述べるように、こうした大学入学資格を例外的に認める制度は、いわゆる「受験エリート」を対象とするものではなく、特定の分野について稀有な才能を有する者を対象とするなど、受験競争に影響を及ぼすことのないようなものとして構想したが、その実施に当たっては、受験競争を激化することのないようにすることが大前提であり、特に以下のことに留意することが不可欠である。
(a)こうした取組を、単に大学に入学するための手段に用いないこと
(b)いわゆる「受験エリート」が有名大学を受ける機会を拡大することに利用されないこと
(c)大学側が優秀な学生の「青田買い」として利用するためのものであってはならないこと

[3]対象者
(中略)
我が国の大学では、これまで長年にわたり、18歳以上の者しか受け入れてこなかったため、余りにも早期な入学を認めた場合、その生徒の成熟度に応じ、適切な指導ができるかどうかなどの懸念がある。このため、生徒の全人格的成長や入学後における大学生活への円滑な適応等の点を勘案し、当面、対象を高等学校に2年以上在学した17歳以上の者とすることが適当である。
(中略)
また、大学への早期入学が認められた場合、高等学校2年修了時から大学に進学することになるので、高等学校を中途退学したこととなる。しかしながら、その子どもの進路が、様々な事情により、大学入学後に変更され、大学を途中で辞めることもあり得る。その場合は、本人の最終学歴が中学校卒業となり、高等学校卒業が受験資格となっている資格試験などについて不利益を被るおそれがある。このような場合に不利益を被ることがないように、高等学校卒業と同じ効果を与えるようにするなどの配慮を行うことが必要であろう。

飛び入学制度の概要

特に優れた資質を有する者に対して早期から大学教育を受けさせることによりその能力をさらに伸張させる途を開くため、各大学の判断により17歳(高校2年生)からの大学への飛び入学を可能とする制度。

ただし、中央教育審議会や国会における法案審議において、生徒の全人格的成長や高校教育への影響、安易な学生集めに利用される恐れがあるなどの懸念が示されたことから、一定の要件を満たすことが必要とされている。

○ 対象者に関する要件:

- ・大学が定める分野における特に優れた資質を有すること。
- ・高校に2年以上在学したこと、または高校卒業程度認定試験に合格し、17歳に達していること。

○ 受入れ大学に係る要件:

- ・当該分野に係る大学院が置かれ、かつ、特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。
- ・大学が入学希望者を「特に優れた資質を有する」と認めるに当たっては、在学校の校長の推薦を求める等により、制度が適切に運用されるよう工夫すること。
- ・受入れ大学は、本制度の運用状況について、自己点検評価を行い、その結果を公表すること。

3

各大学への飛び入学の実施状況

大学名	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
千葉大学 (制度導入年度:H10年度)	3人	3人	3人	3人	2人	3人	8人	7人	9人	6人	7人	5人	6人	2人	67人
名城大学 (制度導入年度:H13年度)				4人	5人	5人	2人	3人	1人	1人	0人	1人	2人	0人	24人
昭和女子大学 (制度導入年度:H17年度)								0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
成城大学 (制度導入年度:H17年度)								0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
エリザベト音楽大学 (制度導入年度:H17年度)								0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
会津大学 (制度導入年度:H18年度)									1人	1人	1人	0人	0人	0人	3人
計	3人	3人	3人	7人	7人	8人	10人	10人	11人	10人	9人	6人	8人	2人	97人

4

グローバル人材育成推進会議中間まとめ「グローバル人材育成推進会議」(平成23年6月)

3. 高校留学の促進等の初等中等教育の諸課題について

(3) 高等学校留学等の促進

大学・大学院への飛び入学や早期卒業の促進及び高校における早期卒業制度の創設のための制度的整備等を検討する。

(高校2年→留学1年→大学4年、高校2年→大学5年(留学1年を含む)、
高校3年→留学1年→大学3年等の柔軟な進路設計を可能に)

大学の早期卒業制度について (参考)

○ 趣旨:

- ・学部教育の全課程を修了することの意義を踏まえつつ、能力・適性に応じた教育を行う必要性
- ・一律に在学期間を4年とするのではなく、大学の責任ある授業運営と厳格な成績評価を前提として例外的に4年未満の在学で卒業を認める

○ 対象者に関する要件:

- ・大学に3年以上在学したこと。
- ・卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得すること。
- ・早期卒業を希望すること。

○ 受入れ大学に係る要件:

- ・大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- ・大学が、履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

大学院への飛び入学制度について (参考)

○ 趣旨:

- ・研究者として優れた資質を有する者に早期から大学院教育を実施する途を開く。

○ 対象者に関する要件:

- ・大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者。
- ・大学(学部段階)に3年以上在学したこと。

○ 受入れ大学に係る要件:

- ・大学院を置く大学であること。

中高一貫教育校の種類

「中等教育学校」

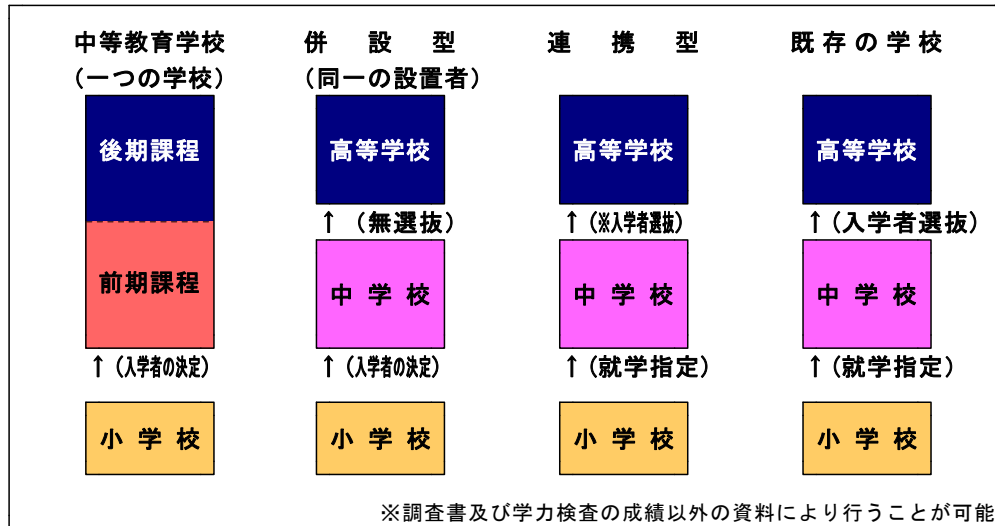
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う。

「併設型」の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。

「連携型」の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する。



中高一貫教育校における特例(参考)

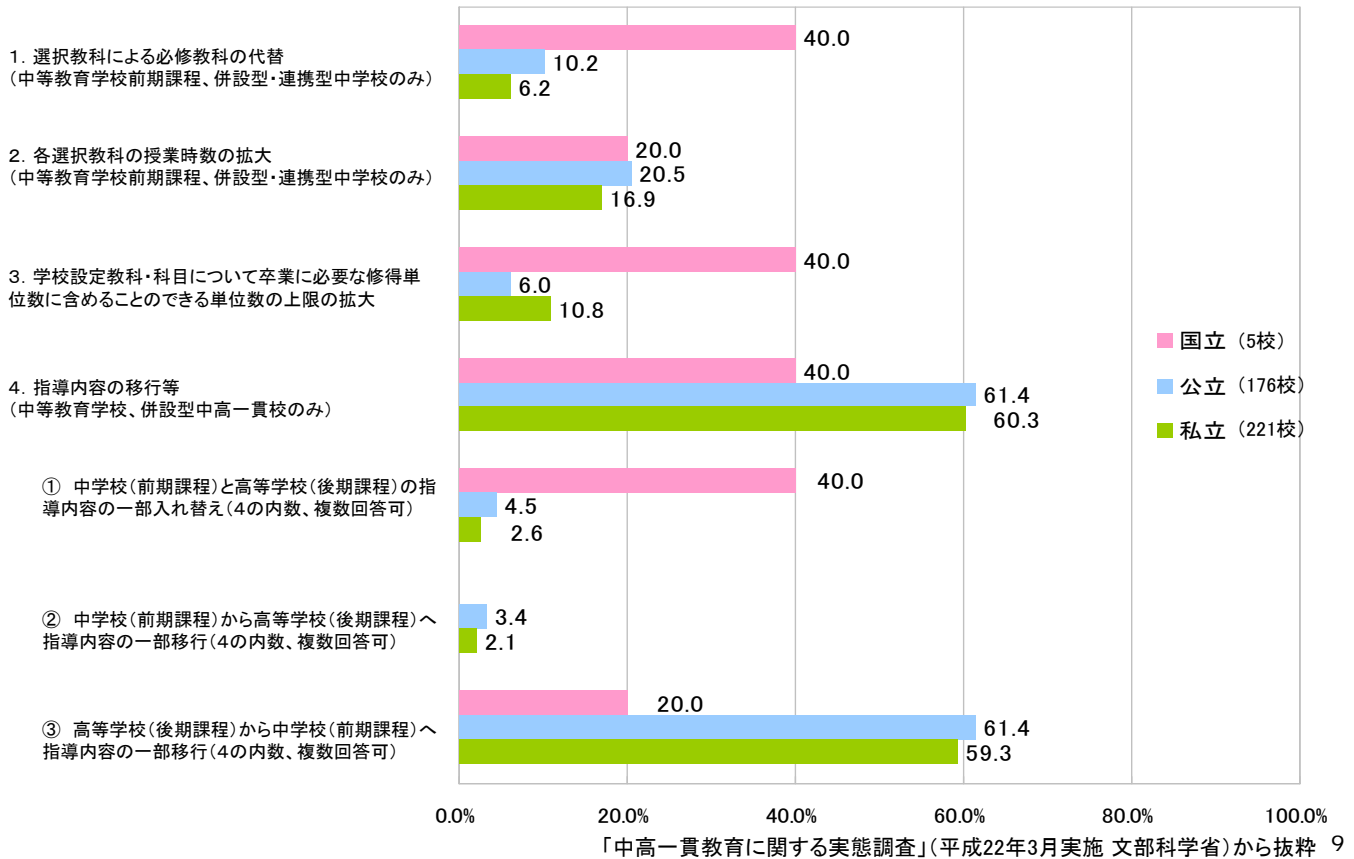
	一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
選択教科による必修教科の代替		必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
中学校段階 各選択教科の授業時数(※1)	第1学年： 年間30単位時間以内 第2、3学年： 年間70単位時間以内	特に必要がある場合は、左の時間を超えて各学校が定めることができる。	
高等学校段階 指導内容の移行(※2)		①中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程(中学校)と後期課程(高等学校)の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。 ②中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程(中学校)の指導内容の一部を後期課程(高等学校)へ移行することが可能。 ③高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程(高等学校)の指導内容の一部を前期課程(中学校)へ移行することが可能。この場合、後期課程(高等学校)で再履修しないことが可能。	
普通科における単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	30単位まで(※3)	

※1 各選択教科の授業時数の拡大の特例については、新学習指導要領の実施により選択教科の授業時数の定めがなくなることに伴い、平成24年度より廃止される。

※2 指導内容の移行について、中等教育学校・併設型では、平成24年度より中学校段階内における指導内容の一部を移行することが可能となる。

※3 普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について、中高一貫教育校では、平成24年度より卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限が36単位に拡大。

教育課程の基準の特例の活用状況(国公私別)(参考)



教育課程の基準の特例を活用した成果(全体)(参考)

成果	特例	左記の成果はどの特例の活用によるものか (成果があったとする学校がどの特例による成果と考えているか)					
		教育課程の基準の特例を活用した学校の内、成果があったとする学校の割合	選択教科による必修教科の代替 (中等教育学校前期課程、併設・連携型中学校)	各選択教科の授業時数の拡大 (中等教育学校前期課程、併設・連携型中学校)	学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限の拡大 (中等教育学校後期課程、併設・連携型高等学校の普通科のみ)	中学校(前期課程)と高等学校(後期課程)の指導内容の一部入れ替え	中学校(前期課程)から高等学校(後期課程)への指導内容の一部移行
特色ある教育課程の編成が可能	66.2	17.3	24.8	14.3	3.0	2.3	73.7
学習内容の重複を省くことにより、効率的な教育が行える	51.2	1.9	8.7	0	7.8	3.9	96.1
学習内容の系統性に配慮した、効果的な教育が行える	62.2	4.8	13.6	3.2	3.2	3.2	92.8
学力の定着・向上につながっている	64.2	9.3	24.0	6.2	3.1	3.9	80.6
生徒・保護者の満足度が向上	41.3	16.9	30.1	6.0	3.6	1.2	75.9
その他	2.5						